

「2020 直前ファイナル答練」受講生の皆様へ

直前ファイナル答練
全国公開模試 第2回 第3問 問題及び解答・解説冊子
訂正のお知らせ

この度は弊社「2020 直前ファイナル答練」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

同講座の全国公開模試第2回 問題冊子及び解答・解説冊子 (CU20275/CU20276) に訂正箇所があることが発覚いたしました。下記の通り訂正させていただきます。また、本ご案内に係る第3問につきましては、成績処理上、全員を正解とさせていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

| | |
|------|---|
| 訂正箇所 | 全国公開模試第2回 問題冊子 (CU20275) 3頁 第3問 肢エ 3行目～4行目 |
| 誤 | ・・・錯誤により無効となること・・・ |
| 正 | ・・・錯誤により取消しとなること・・・ |
| 訂正箇所 | 全国公開模試第2回 解答・解説冊子 (CU20276) 8頁 第3問 肢エ 3行目～4行目 |
| 誤 | ・・・錯誤により無効となること・・・ |
| 正 | ・・・錯誤により取消しとなること・・・ |
| 訂正箇所 | 全国公開模試第2回 解答・解説冊子 (CU20276) 9頁 第3問 肢エ解説 |
| 誤 | <u>遺産分割の協議も、意思表示の一般原則に従い、無効又は取消しの可能性がある。民法第95条は、意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とすると規定する。判例は、遺言の存在を知らずに遺言の趣旨と異なる遺産分割協議の意思表示がなされた場合において、遺言を知っていれば同様の意思表示をしなかった蓋然性がきわめて高いときには、要素の錯誤があることを認めている (最高裁判例平5.12.16)。</u> |
| 正 | <u>遺産分割の協議も、意思表示の一般原則に従うものと解される。民法第95条第1項柱書において、意思表示は、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる」と規定している。改正前民法時の判例ではあるが、遺言の存在を知らずに遺言の趣旨と異なる遺産分割協議の意思表示がなされた場合において、遺言を知っていれば同様の意思表示をしなかった蓋然性がきわめて高いときには、要素の錯誤があることを認めている (最高裁判例平5.12.16)。なお、改正前民法第95条本文の「法律行為の要素」は、改正民法第95条で「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの」と変更され、錯誤の効果については、「無効」から「取消し」に変更されている。</u> |

以上

(株) 東京リーガルマインド
 コールセンター
 0570-064-464
 平日 09:30～20:00
 土・祝 10:00～19:00
 日 10:00～18:00



0 000321 202862

CU20286

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。
 ※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。